

特別支援教育就学奨励費について（令和7年度）

江別市教育委員会

江別市では、特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、世帯収入に応じて、学用品費、通学費、給食費等の学校教育にかかる費用の一部を特別支援教育就学奨励費として支給しております。

1 対象者について

- ①江別市立小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒
- ②江別市が設置している通級指導教室に通級(他校通級)している児童生徒
※通級指導教室に通級する児童生徒については、通級通学費のみ支給対象となります。
- ③学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当し、通常の学級に在籍している児童生徒

※生活保護法による教育扶助、就学援助、児童福祉法による就学の措置費または療育の給付を受けている場合、重複する費目は支給対象外となります。

2 申請について

以下の書類を学校に提出してください。

- ・特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書

※転居等により令和7年1月1日時点で江別市に住民票がない方は、以下のア～ウの証明書のうち、一つ添付してください（写しの提出可）。

- ア 令和7年度市民税・道民税給与所得等に係る特別徴収納税額の納税通知書
- イ 令和7年度市民税・道民税納税通知書
- ウ 令和7年度分の市町村が発行する所得証明書（控除内訳あり）

3 支給内容について

世帯の所得に応じた支弁区分により、支給内容が異なります。

支弁区分	収入額（前年の世帯所得）／ 需要額（生活保護基準額）	支給費目
I	1.5 倍未満	・新入学児童生徒学用品・通学用品費
II	1.5 倍以上 2.5 倍未満	・学用品・通学用品費 ・体育実技用具費 ・修学旅行費 ・校外活動参加費 ・通学費 ・給食費
III	2.5 倍以上	・通学費（1/2 の額を支給）

助成費目			助成額		費用の 確認方法	支給時期 (予定)		
			小学校	中学校				
新入学児童生徒 学用品・通学用 品費 ※1年生の認定 者に限る			実費の1／2 (上限：28,530円)		領収書 または レシートの 提出	年2回支給 ①12月頃(4～9月購入分) ※10月頃に申請受付 ②4月頃(10～3月購入分) ※2月頃に申請受付		
学用品・ 通学用品費			実費の1／2 (上限：5,820円)			年2回支給 ①12月頃(4～9月購入分) ※10月頃に申請受付 ②4月頃(10～3月購入分) ※2月頃に申請受付		
体育実技用具費 ※小1、小4、 中1の認定者 に限る			スキー 等	実費の1／2 (上限：13,255円)		スキー 等	実費の1／2 (上限：19,015円)	年1回支給 3月頃 ※1月頃に申請受付
						柔道	実費の1／2 (上限：3,825円)	
						剣道	実費の1／2 (上限：26,455円)	
修学旅行費			実費の1／2 (上限：10,790円)		学校から 市教委へ の報告	年1回支給 随時 ※申請不要		
校外活動 参加費	宿泊を 伴わない	実費の1／2 (上限：800円)		実費の1／2 (上限：1,155円)		年1回支給 随時 ※申請不要		
	宿泊を 伴う	実費の1／2 (上限：1,845円)		実費の1／2 (上限：3,105円)				
通学費			実費相当額 ・公共交通機関等の運賃 ・自家用車の利用距離数に応じた額			年2回支給 ①12月頃(4～9月分) ※10月頃に申請受付 ②4月頃(10～3月分) ※2月頃に申請受付		
給食費			実費の1／2			市教委内 の連携に より確認	年3回支給 ①10月頃(4～7月分) ②1月頃(8～11月分) ③4月頃(12～3月分) ※申請不要	

領収書等の保管のお願い

「新入学児童生徒学用品・通学用品費(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、帽子等)」、「学用品・通学用品費(ノート、筆記用具、副教材、辞書類、体育用靴、通学用靴、帽子等)」、「体育実技用具費(スキー等、柔道、剣道)」の申請の際には、購入時の領収書やレシートの提出が必要です。申請まで大切に保管してください。

※領収書やレシートを紛失し金額が確認できない場合は支給対象になりません。

※クレジットカード売上票は購入品の内容が不明であるため、領収書等の代わりにすることはできません。

このほか、特別支援教育就学奨励費に関する手続については、学校を通じてお知らせします。
※制度の内容や支給限度額については、国の制度等の変更に伴って変わることがあります。